

## 白川町学生応援給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により被る経済的影響の大きさを鑑み、学生の生活支援に資することを目的に、白川町学生応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学（大学が行う通信教育及び公開講座を除く。）、短期大学、高等専門学校（4年生以上に限る。）及び専修学校専門課程に在学する者をいう。

### (給付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、保護者が令和2年8月1日以前から白川町に住所を有する学生とする。

### (給付額)

第4条 給付額は、1人5万円とする。

### (給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白川町学生応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、白川町学生応援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (給付金の交付)

第7条 給付金の交付は、1回限りとする。

### (給付金の返還)

第8条 町長は給付金を交付後、この要綱に反する事実を認めたとき又はその他不正の手段により給付金の交付を受けたと認めたときは、給付金の返還を命ずることができる。

### (台帳)

第9条 町長は、白川町学生応援給付金交付台帳（様式第3号）を備え付け、補助金の交付状況を整理するものとする。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。